

12 か月定期乗車券取扱規則

2019.10.1 制定

2024.3.28 現在

(この規則の目的)

第1条 この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）の12か月定期乗車券の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが合理的、能率的に行われ、もって利用者の利便に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 鉄道、軌道内における12か月定期乗車券の取扱方については、この規則の定めるところによる。

2 この規則に定めていない事項については、別に定める旅客営業規則（以下「営業規則」という。）による。

(12か月定期乗車券の種類)

第3条 12か月定期乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通勤定期乗車券
- (2) 通学定期乗車券

(12か月通勤定期乗車券の発売)

第4条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、12か月通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で購入する場合は、購入画面で必要事項を入力することにより、定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。なお、補充定期乗車券での発売は行わないものとする。

- (1) 次の区間のいずれかを乗車する場合
 - ア 鉄道区間 連絡運輸となる旅客鉄道会社線および他社線への発売は行わない
 - イ 軌道区間
- (2) 区間および経路を同じくして乗車する場合

(12 か月通学定期乗車券の発売)

第 5 条 12 か月通学定期乗車券の発売は、営業規則第 36 条に規定する当社が指定する指定学校の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（営業規則第 170 条第 1 項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときもしくは当社が指定するサービスを通じて、所定の申込を行い、電子ファイル化した通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用の証明書を送信したときは、12 か月通学定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機での新規購入、継続定期乗車券として購入する場合は定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略できる。なお、補充定期乗車券での発売は行わないものとする。

(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅と相互間を通学のため乗車する場合

(2) 次の区間のいずれかを乗車する場合

ア 鉄道区間 連絡運輸となる旅客鉄道会社および他社線への発売は行わない

イ 軌道区間

(3) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 営業規則第 36 条第 4 号に規定する指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する 12 か月通学定期乗車券の発売は行わないものとする。

(注 1) 12 か月通学定期乗車券は、営業規則第 36 条の発売条件に従い発売を行うものとする。

(注 2) 通学区間において旅客鉄道会社および他社線にまたがる場合は、当社以外の区間も別途購入するものとする。

(12 か月定期乗車券の一括発売)

第 6 条 第 4 条および第 5 条の規定により 12 か月定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。ただし、当該 12 か月定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売しない。

(12 か月定期乗車券の定期旅客運賃)

第 7 条 鉄道の定期旅客運賃は表定制とし、大人定期旅客運賃は別表第 1 号の A に定める額とする。

2 鉄道（こどもの国線）と軌道の定期旅客運賃は均一制とし、大人定期旅客運賃は別表第 1 号のイ（こどもの国線）とウ（軌道）に定める額とする。

(12 か月定期乗車券の有効期間)

第 8 条 12 か月定期乗車券の有効期間は、通勤および通学ともに 12 か月とする。

(12 か月定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 旅客は、12 か月定期乗車券の使用を開始した後、その 12 か月定期乗車券が不要となったときは、有効期間内である場合に限って、これを当社の指定した箇所に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 か月未満の経過日数は 1 か月として計算する。
- 3 第 1 項の 12 か月定期乗車券の経過月数に相当する払いもどしは、12 か月定期乗車券の定期旅客運賃から営業規則第 95 条に定める定期旅客運賃（以下「定期運賃」という）を差し引いた額とし、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が 1 か月、3 か月または 6 か月のときは、各その月数に相当する定期運賃
 - (2) 使用経過月数が 2 か月のときは、1 か月に相当する定期運賃の 2 倍の額
 - (3) 使用経過月数が 4 か月のときは、3 か月と 1 か月に相当する定期運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が 5 か月のときは、3 か月と 1 か月の 2 倍に相当する定期運賃の合算額
 - (5) 使用経過月数が 7 か月のときは、6 か月と 1 か月に相当する定期運賃の合算額
 - (6) 使用経過月数が 8 か月のときは、6 か月と 1 か月の 2 倍に相当する定期運賃の合算額
 - (7) 使用経過月数が 9 か月のときは、6 か月と 3 か月に相当する定期運賃の合算額
 - (8) 使用経過月数が 10 か月のときは、6 か月と 3 か月と 1 か月に相当する定期運賃の合算額
 - (9) 使用経過月数が 11 か月のときは、6 か月と 3 か月と 1 か月の 2 倍に相当する定期運賃の合算額

(運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第 10 条 12 か月定期乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その当該 12 か月定期乗車券を使用できなくなった場合は、当社の指定した箇所に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または使用しない区間の原定期乗車券

の定期旅客運賃を360日で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、
休止日数を乗じは数計算した金額の払いもどしを請求することができる。

(紛失した定期乗車券の発見その他による 12 か月定期旅客運賃の払いもどし)

第 11 条 旅客が定期乗車券を紛失しこれを再購入後、紛失定期乗車券の発見その他の事由により重複購入となったため、不要となった定期乗車券の払いもどしを請求した場合は、新たに購入した定期乗車券について払いもどしの取扱いをすることができる。この場合の 12 か月定期乗車券の払いもどし額は、すでに収受した定期旅客運賃について、第 10 条の規定を準用して計算した日割額（以下これを「払いもどし日割額」という。）を 10 倍した額（以下これを「旬割運賃」という。）に当該定期乗車券の有効期間の開始日から申し出のあった日（申し出のあった日は経過した日とする。）までの経過旬数（1 旬未満の数は 1 旬とする。）を乗じた額に手数料 220 円を加えた額をすでに収受した定期旅客運賃から差し引いた額とする。

2 前項により払いもどしの取扱いをする場合は、払いもどしをする 12 か月定期乗車券の裏面に旅客が使用する定期乗車券の発行年月日および券番を記入しておくものとする。

(注) 特別の事情があつて、あらたに購入した 12 か月定期乗車券を使用し、紛失定期乗車券の払いもどし方申し出があつた場合は、駅長(統括駅長を含む)において払いもどすことができる。

3 券面表示事項不明または不備および記名人以外の旅客が使用したため回収された定期乗車券によって再交付（または返還）した際に、すでに同一区間の定期乗車券を購入してあつた場合もしくは旅客の責任でない事由によって重複となったため、不要となった 12 か月定期乗車券の払いもどし方申し出があつた場合は、前各項により取り扱うものとする。

(12 か月定期旅客運賃の払いもどしの特例)

第 12 条 12 か月定期乗車券を所持する旅客が、有効期間の開始日当日の乗車前に払いもどしの請求をした場合は、乗車しなかつたことが明らかなきに限り、営業規則第 272 条の規定によって払いもどしをすることができる。

2 12 か月定期乗車券を所持する旅客が、有効期間の開始日後 7 日以内に、これを不要とし、不要となった事由を申し出た場合は、事情気の毒と認められるときに限り、手数料 220 円を収受して旅客からすでに収受した 12 か月定期旅客運賃から、12 か月定期乗車券の区間を普通旅客運賃によって 1 日 1 往復（または 2 回）ずつ乗車したものと計算した額を差し引いた残額の払いもどしをする。この場合の普通旅客運賃の計算については、普通乗車券については 1 回乗車のできる区間に対するものであるときは、実際乗車区間に対する旅客運賃によって計算するものとする。

(種類または区間の変更をした 12 か月定期旅客運賃の払いもどし)

第 13 条 種類または区間の変更による証明のある 12 か月定期乗車券を所持する旅客から、定期旅客運賃の払いもどしの請求があった場合は、当該定期乗車券を回収し、次の各号に定めるところによって計算した額の払いもどしをするものとする。この場合、回収した 12 か月定期乗車券は、払いもどし明細書を券裏面に添付し、お客さまサービス課長に提出するものとする。

- (1) 有効期間前に継続発売した 12 か月定期乗車券に対して、その有効期間前に申し出があったときは、残余の期間前有効期間分が 1 旬あるときは、当該定期乗車券の有効期間に対する旬割運賃とすでに収受した定期旅客運賃との合計額をは数計算した額から手数料 220 円を差し引いた額
- (2) 前号の場合で、残余の期間前有効期間分が 1 旬に満たないときは、すでに収受した定期旅客運賃から手数料 220 円を差し引いた額
- (3) 前各号以外の 12 か月定期乗車券については、第 11 条第 1 項の規定を準用して計算する。

(旅客死亡等の場合の取扱方)

第 14 条 旅客が死亡した場合において、その申請人から旅客運賃の払いもどしの請求があったときは、営業規則第 278 条の規定に準じて取扱いをするものとする。

- 2 前項の場合、当該旅客が使用した 12 か月定期乗車券であるときは、第 13 条の規定を準用して、計算した額を払いもどしすることができる。

(12 か月定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 15 条 12 か月定期乗車券使用の旅客が死亡のため使用を中止し、第 14 条の規定により旅客運賃の払いもどし方申し出があった場合は、申請人から払いもどし申請書および死亡診断書を収受して取り扱うものとする。

- 2 駅長(統括駅長を含む)は、12 か月定期乗車券使用の旅客から次の各号の事由により使用を中止し、旅客運賃払いもどし方申し出があった場合は、旅客から払いもどし申請書および相当証明書を提出させ、第 1 号の場合は駅長(統括駅長を含む)限りで、第 2 号の場合はこれに副申請を添付してお客さまサービス課に提出してその指示を受け第 14 条の規定を準用して払いもどしすることができる。

- (1) 傷い疾病の場合 (診断書)
- (2) 司法権または行政権の発動 (相当証明書)

3 前各項により払いもどした場合、旅客から収受した申請書および証明書は、払いもどし証票に添付してお客さまサービス課に提出するものとする。

(注1) 第1項および第2項により旅客の提出する証明書は、その写をもってこれに代えることができる。この場合、駅長(統括駅長を含む)は原本を確認のうえ、写余白に「原本確認」と記入し、認印するものとする。

(注2) 第1項および第2項により旅客の提出する診断書は、駅構内における死亡および傷い・疾病等の場合は、駅長(統括駅長を含む)の証明をもってこれに代えることができる。

(注3) 本条の事由により旅客運賃を払い戻す場合であっても、有効期間の開始日後7日以内の場合は、第12条によって取り扱うことができる。

別表第 1 号

12 か月定期乗車券 表定制大人定期旅客運賃表

2023 年 3 月 18 日改定

(単位：円)

第 1 号ア

キロ程 (km)	通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
1～3	53,900	20,200
4～7	73,230	26,680
8～11	92,560	33,700
12～15	101,850	37,260
16～20	116,000	42,560
21～25	124,310	46,120
26～30	138,570	51,740
31～35	153,040	57,030
36～40	172,160	64,160
41～45	186,410	69,450
46～50	200,670	74,740
51～56	214,920	80,250

※運賃計算キロは、1 キロ未満のは数を 1 キロに切り上げ。

東急新横浜線内の新横浜・新綱島間を乗車する場合および同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、次のとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃の場合

1 か月の通勤定期旅客運賃に 2,620 円を加算する。3 か月、6 か月、12 か月の通勤定期旅客運賃については、1 か月の加算運賃を含む通勤定期旅客運賃をもとに計算する。

(2) 大人通学定期旅客運賃の場合

1 か月の通学定期旅客運賃に 970 円を加算する。3 か月、6 か月、12 か月の通学定期旅客運賃については、1 か月の加算運賃を含む通学定期旅客運賃をもとに計算する。

12 か月定期乗車券 鉄道均一制大人定期旅客運賃表

(こどもの国線)

2023 年 3 月 18 日改定

第 1 号イ

通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
62,540	26,790

12 か月定期乗車券 軌道均一制大人定期旅客運賃表

2023 年 3 月 18 日改定

第 1 号ウ

通勤定期旅客運賃	通学定期旅客運賃
66,320	28,950

- ・ 12 か月定期乗車券の定期旅客運賃の計算方

営業規則第 95 条に定める定期旅客運賃の 1 か月定期旅客運賃を 12 倍した額から 1 割引。

なお、上記計算に生じた 10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。

- ・ 小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、10 円未満のは数は切り上げて 10 円単位とする。